

健康保険法上の被扶養者について

昨年、労働人口減少の対策として、女性活躍を進める等の方針により、社会保険の加入要件が明確に法定されました。パートタイマーで勤務する配偶者等の確認事項がより多くなってきております。再度、確認と働き方の選択の検討について、簡単ご紹介します。

【健康保険法上の被扶養者】

健康保険法上の被扶養者は以下の要件を満たすことが必要です。（健康保険法上の被扶養者配偶者となれば、国民年金の3号被保険者となり、配偶者の健康保険料と国民年金保険料は、被保険者の保険料で納めることとなります。）

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹、兄弟で、主として被保険者に生計を維持されている人
- (2) 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人
 - ① 被保険者の三親等以内の親族（1. に該当する人を除く）
 - ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
 - ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子

※「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。

※生計維持の基準は以下のとおり

【同一世帯の場合】

年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるときは、被扶養者となる場合があります

【同一世帯でない場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

【健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格取得要件】

上記の被扶養者の要件を満たしていても、以下の場合を除き、健康保険・厚生年金保険の被保険者となり、被扶養者ではなく被保険者となります。

- 通常の労働者一週間の所定労働時間の3/4未満又は一月間の所定労働日数3/4未満である短時間労働者に該当し、かつ、イから二までのいずれかの要件に該当するもの
 - イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。
 - ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。
 - ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項 各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。
- 二 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。



※経過措置により、被保険者となる人数が500人を超える(501人以上)以外の事業所は、一週間の所定労働時間または一カ月の所定労働日数が通常の労働者の3/4未満の場合、被保険者としません。

【働き方の選択の検討】

会社の規則上、家族手当など支給される場合等一概には言えませんが、130万円未満であれば、103万円を超えても家計全体の収入を見たとき大きな影響はなく、家計全体の収入は増えると思われます。税法上の扶養の要件も変更されておりますので、人員不足で、パートさんの勤務時間で調整が可能な場合は、パート従業員さんへしっかり説明し、ご理解してもらうことが重要です。なお、上記経過措置が終了した場合は、社会保険の被保険者となりますので、正社員への転換制度等も検討してはいかがでしょうか。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

